事業主等取次業務を行う方（甲種組合員）へ

平成27年10月から

福岡県医師国民健康保険組合からのお知らせ

医療保険のマイナンバー（個人番号）対応をお願いします

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されます。個人番号（以下、「マイナンバー」という。）は、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。そのため、福岡県医師国民健康保険組合では、各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うことになります。事業主等の取次者（甲種組合員）の方には、当組合に提出する各種届出書等に被保険者のマイナンバーを記入して、ご提出をお願いします。

1 マイナンバーの取得と提出について

□マイナンバーの取得と提出

▶ マイナンバーを取得する対象は、平成28年1月1日時点の被保険者（組合員及びその世帯に属する家族）及びその後の新規加入者が予定されています。

既存の被保険者については、当組合が住基ネット経由でマイナンバーを取得することになっていますので、事業主等の取次者（甲種組合員）の方からマイナンバーを提出いただく必要はありません。ただし、住基ネットとの突合ができなかった対象者については、事業主等の取次者（甲種組合員）からマイナンバーを提出していただくことになります。

平成28年1月以降の新規加入者については、個人番号欄がある新様式を用いてマイナンバーをご提出ください。

□事業主等の取次者（甲種組合員）が提出すべき各種届出書等とは？

▶ 事業主等の取次者（甲種組合員）経由で受け付ける届出書等で、マイナンバーの記入が必要なものは次のとおりで、「資格取得届（様式第１号）、資格喪失届（様式第２号）、申請事項変更届（様式第３号）、被保険者証・高齢受給者証再交付申請書（様式第４号）」を予定しています。

なお、各組合員から提出していただく給付関係の申請書（療養費、高額療養費、限度額適用認定証等）につきましても、個人番号欄がある新様式に変更となりますので、申請の際は、マイナンバーの記入が必要となります。

□被保険者への依頼

▶ マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送される「通知カード」に記載されています。
被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記入するよう依頼してください。
通知カードのほか、平成28年1月以降、「個人番号カード」も希望により交付を受けることができます。
このカードにもマイナンバーが記載されます。なお、資格取得届には、「マイナンバーが記載された住民票」を添付していただく予定にしています。

□マイナンバー取得時の本人確認

▶ 当組合が、マイナンバーが記入されている届出・申請を受け付ける場合、正しい番号であることの確認「番号確認」と現に手続きを行っている者が番号の正しい持主であることの確認「身元確認」を行う必要があります。
しかし、当組合から委託を受けた事業主等の取次者（甲種組合員）経由で受け付ける場合は、事業主等の取次者（甲種組合員）が身元確認を行うことができます。つまり、従業員（乙種組合員）など雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると当組合が認めるときには、身元確認書類を不要とすることが認められています。

▶ なお、番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示を受けてください。

※乙種組合員の家族についての身元確認は、乙種組合員が実施しているという観点で、事業主等の取次者（甲種組合員）が行う必要はありません。

2 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

▶ マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。
事業主等の取次者（甲種組合員）がマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

マイナンバーを取得するときには、国民健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは国民健康保険のほか、法令に基づき、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要になるものです。
特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。

▶ マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されている等、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。また、漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要もあります。
特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

問い合わせ先

福岡県医師国民健康保険組合　総務課　　電話/092-431-1987